取扱注意

兵庫県青年洋上大学同窓会規約

（名称）

第１条　本会は「兵庫県青年洋上大学同窓会」と称する。

２　本会の英語表記を「The alumni association of The Hyogo Ship for the Youth」とする。

（事務局）

第２条　本会は事務局を神戸市中央区下山手通４－１６－３　兵庫県民会館７階に置く。

（会員）

第３条　本会の会員は次のとおりとする。

（１）　兵庫県青年洋上大学、近畿青年洋上大学、勤労青年洋上大学、及び兵庫県青年洋上大学海外養成塾に参加し、入会金を収めた個人を会員とする。

（２）　前号に定める会員が年会費を納めている間を正会員とする。

（３）　第１号の規定にかかわらず本会の事業を賛助し、年会費を収めた個人及び団体を賛助会員とする。

２　賛助会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）　退会届の提出をしたとき。

（２）　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）　会費を滞納したとき。

（４）　地区代表者会において議決され、会長が承認したとき。

（目的）

第４条　本会は前条に定める会員が、国内外派遣の経験をもとに国際理解を深め、国際親善に寄与すると共に会員相互の研修を行い、連絡提携により親和を保つことにより地域指導者としての立場と使命感を自覚して、心豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　海外青年との親善交流

（２）　地域及び職場の青少年活動の指導者育成

（３）　会員相互の研修と親睦

（４）　会報、名簿等の発行

（５）　その他、本会の目的達成のための活動

（組織）

第６条　本会に次の組織を置く。

（１）　地区代表者会（役員で構成）

（２）　本部事務局（事務局長及び事務局員で構成）

（３）　本会の事業を推進するための特別委員会（会員内外で構成）

（４）　本会の事業を推進するための運営委員会及び実行委員会（会員で構成）

（５）　評議会（歴代会長、歴代地区代表者及び役員等で構成）

（６）　総会（会員で構成）

（７）　神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の各地区

（役員とその職務）

第７条　本会に次の役員を置き、会の運営にあたる。

（１）　会長１名、本会を代表し会務を統括する。

（２）　副会長２名以上４名以内、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（３）　会計長１名、本会の会計を統括する。

（４）　事務局長１名、本会の企画・運営に関する事務を統括する。

（５）　監事２名、活動状況及び会計の監査にあたる。

（６）　地区代表者７名、各地区を代表し地区活動を統括する。

２　役員の任期は１年とし再任を妨げない。

３　補充による役員の任期は前任者の在任期間とする。

（役員の選出）

第８条　本会の役員は次の方法で選出する。

（１）　会長、副会長、会計長及び事務局長は、正会員の中から選出し、地区代表者会で決定する。

（２）　地区代表者は、その地区の正会員の中から選出する。

（３）　監事は、顧問若しくは評議会の推薦により正会員の中（本部事務局外）から１名、公益財団法人兵庫県青少年本部から１名をそれぞれ選出し、地区代表者会で決定する。

（地区代表者会）

第９条　地区代表者会は、会長の招集又は地区代表者あるいは監事の要求により会長が招集することにより開催され、監事を除く役員の３分の２以上の出席で成立する。

（議決）

第１０条　地区代表者会は、次の事項を審議し、監事を除く役員の過半数の承認により決定する。

（１）　会長、副会長、会計長、事務局長、監事、名誉会長、顧問及び名誉顧問

（２）　予算及び決算

（３）　事業計画及び事業報告

（４）　特別委員会の設置及び、改廃並びに運営規則

（５）　規約の改正

（６）　その他本会の運営に関する重要事項

（本部事務局）

第１１条　本部事務局は、事務局員若干名を置き、地区代表者会での決定事項に基づき本会の企画・運営に関する事務にあたる。

（特別委員会）

第１２条　特別委員会は、地区代表者会において決定された規則に基づき運営を行い、本会の事業を推進する。

（運営委員会、実行委員会）

第１３条　会長は、本会の事業を推進するために必要な運営委員会並びに実行委員会を設置することができる。

（評議会）

第１４条　評議会は、新旧会員相互の交流、情報交換を目的として、会長が召集することにより開催される。

２　評議会は、歴代会長、歴代地区代表者、役員及び会長が認める者で構成される。

（総会）

第１５条　総会は、会長の招集又は正会員総数の 10 分の１以上の要求により会長が招集することにより開催される。

２　総会は、地区代表者会での決定事項を総会出席者により協議する。

（地区活動）

第１６条　各地区は、本会の目的達成のための組織を設け、独自の活動を行うと共に地区代表者会の決定事項及び本部事務局の協力要請について便宜をはかる。

（名誉会長、顧問及び名誉顧問）

第１７条　本会に名誉会長、顧問及び名誉顧問を置くことができる。名誉会長、顧問及び名誉顧問は、地区代表者会の承認を得て、会長が委嘱する。

（会計）

第１８条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。また、本会の経費は会員からの入会金、年会費、事業に伴う収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

（規則の改正）

第１９条　本会規則の改正は、会長又は地区代表者の発案により地区代表者会において決定する。

（付　則）

第１条　　本会規約の実施について必要な規則は別に定める。

第２条　　地区代表者会において規約の改正が決定された場合、新しい規約は決定された日より施行する。

［改　正］

昭和４７年　５月２８日　制定

昭和４８年　４月２２日　改正	昭和４９年　５月１２日　改正
昭和５０年　４月　６日　改正	昭和５２年　４月２４日　改正
昭和５５年　４月１３日　改正	昭和５８年１０月１５日　改正
昭和６１年１０月２５日　改正	平成　４年　５月３１日　改正
平成　５年１０月　６日　改正	平成　９年　３月２９日　改正
平成１３年　９月３０日　改正	平成１６年１０月　２日　改正
平成２０年　４月２０日　改正	平成２０年　９月２７日　改正
平成２３年　５月２１日　改正	平成２４年　５月２１日　改正